



島根県報

平成26年2月28日（金）

号外第18号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正

（中 小 企 業 課） 2

告 示

島根県告示第112号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成26年 2月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3条第3号に次のただし書を加える。

ただし、政令第1条の2各号に規定する業種にあつては、常時使用する従業員の数がその業種ごとに同条各号に規定する数以下のものをいう。

別表の注の3第4号中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第33条第1項」を「産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第115条第1項」に改める。

附 則

この告示は、平成26年 3月 1日から施行する。